

みんなで ともに 乗り越えよう

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、賠償問題、絆の維持など多くの課題があります。
その中で、町がどのような取組をしているのかをお知らせします。

10月28日執行 第21回福島県知事選挙投票率

確定投票率		男	女	計
	当日投票数	1,299人	1,293人	2,592人
	期日前投票数	1,339人	1,386人	2,725人
	不在者投票数	198人	225人	423人
	投票総数	2,836人	2,904人	5,740人
	当日有権者数	7,457人	7,942人	15,399人
	投票率	38.03%	36.57%	37.28%

得票総数内訳	投票総数	5,740
	有効投票数	5,696
	無効投票数	44
	持ち帰り票数	0

問 選挙管理委員会事務局（総務課内） TEL 0240(34)0235

東京工業大学科学技術創成研究院と協定を締結しました



10月23日、浪江町と東京工業大学科学技術創成研究院とにおいて、密接な連携と協力により、町の復旧・復興の促進、地域振興および研究院の教育研究活動の促進を目的とした協働提携に関する協定を締結しました。
東京工業大学は、世界最高水準の教育研究活動が相当程度見込まれるとして、文部科学大臣から指定を受けた指定国立大学法人です。
今年度の活動は、この協定に基づき、なみえ創成小・中学校において、ロボット教室を実施するなどの人材育成活動を行い、今後は、研究拠点を町内に整備し、福島「復興学」に関わる教育・研究活動等を行っていく予定です。

問 企画財政課企画調整係 TEL 0240(34)0240

なみえの あの店この店

問 産業振興課商工労働係
TEL 0240(34)0247

ふるさとを離れ、ふるさとを想いながら避難先で新たにスタートした浪江町民や浪江町にゆかりのある企業・店舗の皆さんをご紹介します。

掲載ご希望の企業・店舗の方は、ご連絡ください

グループホーム虹の家

代表 佐山 岩雄
〒969-1104
福島県本宮市荒井字山神14-1
TEL 0243(63)1115

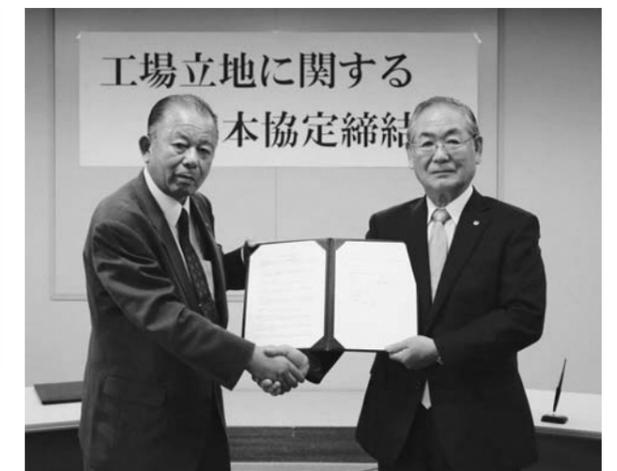
工場立地に関する基本協定を締結しました

10月25日、浪江町と静光産業株式会社とは、工場立地に関する基本協定を締結しました。
同社は、飲食店などの外食産業向けに食器用洗剤の製造、販売および衛生管理を受託している企業であり、藤橋産業団地に食器用洗剤の製造工場を新設することとしています。
今後、建屋建設等に着手し、来夏から秋頃の操業を目指しており、地元雇用の創出のみならず、地域経済再生の一翼を担う新たな企業として期待されます。

《企業概要》



企業名：静光産業株式会社
代表者：代表取締役 阿南 弘
本社：大阪府大阪市淀川区野中北1丁目4-15
工場：大阪府摂津市新在家2-6-3
事業内容：食器用洗剤（業務用）製造卸販売、衛生管理受託



問 産業振興課産業創出係
TEL 0240(34)0248

ここからは広告です。

ご自宅のお悩みございませんか？

修繕 片付け 清掃 etc... ご相談ください!

従業員
随時募集中!

誠意と技術で奉仕する
東北工業建設株式会社

本社 〒979-1502 浪江町大字藤橋字原59-1
福島事務所 〒960-8252 福島市御山字検田58-1
TEL.024-573-4127 FAX.024-573-4128



お問合せは
担当のおざきまで
お気軽にお電話下さい。
024-573-4127

町の農林水産業 再生に向けて

問 農林水産課農政係 TEL 0240(34)0245
 問 農林水産課農林水産係 TEL 0240(34)0246

秋の農業体験イベント 「稲刈り」を行いました

10月6日、酒田地区において、震災後5回目となる稲刈りが行われました。

当日は秋晴れの中、酒田地区の松本清人さんのほ場には、地元の農家の方々と共に、なみえ創成小学校の児童6人を始め、県内外の大学生約50人（福島大学、東京大学、早稲田



大学、新潟大学、埼玉大学、東京農業大学）が、手刈りによる稲刈りを体験しました。学生たちはすがすがしい青空の下、額に汗しながらも稲刈り作業を楽しんでいました。稲刈り終了後、浪江の米で作ったおにぎり、なみえ焼そばを食べ、その後「風評被害をなくすには」をテーマにワークショップを行い、学生と地元農家の皆さまとで、活発な意見交換がなされました。

国際フラワー&プランツEXPOに出展しました

10月10日から12日にかけて、幕張メッセ（千葉県）において開催された「国際フラワー&プランツEXPO」に浪江ブースを出展しました。このEXPOは、世界中から花・植物に関わるあらゆる商品が集まる日本最大の国際見本市です。

浪江町ブースでは、町内で生産されている高品質の花きをPRするとともに、花き生

産者の「花づくりで町を盛り上げる」という心意気を発信しました。

また、浪江町花^かき^き研究会の皆さんもこの時期に合わせて研修会を企画し、営農に有益な情報を収集しました。

3日間で浪江町ブースへは2,000人を超える方々が訪れ、浪江の花き生産者に対する熱い応援メッセージをたくさん頂きました。



農業委員会だより *第15回*

農地の権利を移動する場合 (売買・賃借・贈与など)

優良な農地を確保し、その適正かつ効率的利用を促進することは、国民に対する食料の安定的な供給を確保するために必要なことです。農地法は、不耕作目的での農地の取得等望ましくない権利移動を規制し、農地を効率的に利用する耕作者による権利の取得を促進するため、農地を売買や賃借、贈与することにより権利移動する場合は、農業委員会の許可を受けなければならないこととしています（農地法第3条第1項）。

〈許可の要件〉

- 許可後の耕作面積が5,000平方メートル以上であること
 - 農作業に常時従事すること
 - 所有地および借入地を全部効率的に利用すること
 - 周辺の地域調和に支障を及ぼさないこと
- ※法人の場合は別に要件が追加されます。

〈申請から許可まで〉

申請の締切りは毎月1日で、その月の20日に開催する農業委員会総会で審議し、許可の是非を判断します。

※日程は土曜・日曜・祝日等により前後します。

12月の申請締切日は3日(月)です。
また、1月の申請締切日は4日(金)です。

問 農業委員会事務局（農林水産課内）
TEL 0240(23)5706